

## 茅ヶ崎市指定校変更許可基準

別紙2

平成23年12月1日施行

	申請理由	対象学年	許可期間等	添付すべき書類	備考
1	引越し等のため転校しなければならないが、そのまま在学校に就学する場合	小学生 1～4年 5年 中学生	届出日の属する学期末まで 卒業まで 卒業まで	<input type="checkbox"/> 住民異動届の写しまたは住民票	
2	やむを得ず住民票を異動させたが、住居は引越していないので現住居（生活地）から通学する場合	全学年	引越しの日まで	<input type="checkbox"/> 住民異動届の写しまたは住民票	特別な事情により、先に住所を移転してしまった場合
3	引越してくるので、予め転居予定先の学校へ就学する場合	全学年	保護者の申し出のあった日から	<input type="checkbox"/> 建築確認申請の写し（売買契約の写し等） <input type="checkbox"/> 住民票	
4	留守家庭児童と認められる場合	小学生	教育長が適当と認めた期間	<input type="checkbox"/> 商店等の所在地がわかるもの（営業許可書等） <input type="checkbox"/> 祖父母等からの確認書 <input type="checkbox"/> 両親の就労証明書 <input type="checkbox"/> 双方の住民票	①夫婦で商店等を営業しており、商店等から通学させる場合 ②夫婦共働きのため、祖父母等の家から通学させる場合 ③その他教育長が特に必要と認めた場合 ※年度更新手続が必要 ※小学校5年生の場合は卒業まで
5	心身・身体的理由がある場合（特別支援学級入級を含む）	全学年	必要と認められる期間	<input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 学校長の具申書	①心身の事情により学区の学校への就学が困難な場合 ②障害のある児童・生徒の場合（学校教育指導課との協議が必要） ③その他教育長が特に必要と認めた場合
6	公共事業によりやむを得ず転居する場合	小学生 中学生	最終学年まで	<input type="checkbox"/> 行政担当課の事実を確認できる文書 <input type="checkbox"/> 住民異動届の写しまたは住民票	
7	住居の新築・増改築のため一時的に学区外に居住する場合	全学年	住居が完成するまで	<input type="checkbox"/> 建築確認申請の写し（工事請負契約書の写し等） <input type="checkbox"/> 生活地の確認できる書類（建物賃貸契約書の写し等）	
8	その他教育的配慮が必要な場合	全学年	教育長が適当と認めた期間	<input type="checkbox"/> 住民異動届の写しまたは住民票 <input type="checkbox"/> 学校長の具申書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 確認書	①いじめや不登校等の場合 ②学区外へ転居したが学校行事が終了するまで等、一定期間今までの学校へ就学を希望する場合 ③兄弟姉妹の関係を配慮する場合 ア．兄・姉が卒業するまで イ．兄・姉が卒業時に、小学校5年生以上または中学生の場合は卒業まで ④その他教育長が特に必要と認めた場合（家庭環境・転校歴等）
9	特認地域	全学年	最終学年まで		一部特定地域で慣習的に指定校の変更を認めているもの
10	平成20年6月教育委員会定例会教委議案第47号に係る特認地域の指定	全学年	最終学年まで		梅田小学校の通学区域内の本村一丁目、本村二丁目、本村三丁目、本村四丁目、本村五丁目を、就学校の指定に際し、保護者の申し出により円蔵小学校及び円蔵中学校に就学することを認める特認地域として指定する

## 茅ヶ崎市指定校変更許可基準

別紙2

平成23年12月1日施行

	申請理由	対象学年	許可期間等	添付すべき書類	備考
11	平成20年6月教育委員会定例会教委議案第47号に係る特認地域（矢畑）の指定の解除に伴う経過措置	全学年	最終学年まで		特認地域（矢畑）において、平成21年4月1日以前に出生している者及びその兄弟姉妹については新入学において、梅田小学校及び梅田中学校に就学したい旨の保護者の申し出により許可する
12	汐見台小学校の開校に伴う浜竹3丁目の特例措置	小学生	卒業まで		松浪小学校の通学区域内の浜竹三丁目を就学校の指定に際し、保護者の申し出により汐見台小学校に就学することを認める特認地域として指定する
13	汐見台小学校の開校に伴う浜竹4丁目の特例措置	小学生	卒業まで		汐見台小学校の通学区域内の浜竹四丁目を就学校の指定に際し、保護者の申し出により松浪小学校に就学することを認める特認地域として指定する
14	汐見台小学校の開校に伴う緑が浜12番の特例措置	小学生	卒業まで		汐見台小学校の通学区域内の緑が浜12番を汐見台小学校の開校に際し、次の者を保護者の申し出により緑が浜小学校に就学することを認める特認地域として指定する ①上記地区に居住し、かつ平成22年度末に緑が浜小学校の1学年から5学年までに在学している者 ②上記地区に居住し、かつ平成23年度新入学者 ③平成23年4月1日以前に出生している①②の兄弟姉妹
15	汐見台小学校の開校に伴う常盤町、汐見台、緑が浜6番、7番、8番15号・24号、9番11号・12号・13号・15号の特例措置	小学校6年生	卒業まで		汐見台小学校の通学区域内の常盤町、汐見台、緑が浜6番、7番、8番15号・24号、9番11号・12号・13号・15号を汐見台小学校の開校に際し、次の者を保護者の申し出により緑が浜小学校に就学することを認める特認地域として指定する ①上記地区に居住し、かつ平成22年度末に緑が浜小学校の5学年に在学している者 ②平成23年4月1日以前に出生している①の兄弟姉妹
16	平成23年8月教育委員会定例会教委議案第38号に係る特認地域の指定	全学年	卒業まで		香川小学校の通学区域内の香川二丁目2番から18番まで及び20番から31番まで、香川五丁目、香川六丁目、香川七丁目、香川、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、みずき四丁目を、就学校の指定に際し、保護者の申し出により小出小学校又は鶴が台小学校に就学することを認める特認地域として指定する。 なお、鶴が台小学校に就学した児童が、鶴が台小学校において、小学校の課程を修了した場合は、保護者の申し出により鶴が台中学校へ就学することを認めるものとする。 ※平成24年4月1日施行の香川小学校通学区域における特認地域の指定に係る指定校変更の手続きについては平成24年1月31日までに申請したものについてのみ認めるものとする。（教育長が特に必要と認めた場合は平成24年1月31日以降の申請についても認める。）
17	平成23年8月教育委員会定例会教委議案第38号に係る特認地域の指定	小学生	卒業まで		香川小学校の通学区域内の香川一丁目、香川二丁目1番及び19番、香川三丁目、香川四丁目、松風台、甘沼、西久保を、就学校の指定に際し、保護者の申し出により鶴が台小学校に就学することを認める特認地域として指定する。 ※平成24年4月1日施行の香川小学校通学区域における特認地域の指定に係る指定校変更の手続きについては平成24年1月31日までに申請したものについてのみ認めるものとする。（教育長が特に必要と認めた場合は平成24年1月31日以降の申請についても認める。）

## 茅ヶ崎市指定校変更許可基準

平成23年12月1日施行

別紙2

	申請理由	対象学年	許可期間等	添付すべき書類	備考
18	平成23年8月教育委員会定例会教委議案第38号に係る特認地域の指定	全学年	卒業まで		<p>香川小学校の通学区域内の赤羽根を、就学校の指定に際し、保護者の申し出により鶴が台小学校又は室田小学校に就学することを認める特認地域として指定する。</p> <p>なお、室田小学校に就学した児童が、室田小学校において、小学校の課程を修了した場合は、保護者の申し出により松林中学校へ就学することを認めるものとする。</p> <p>※平成24年4月1日施行の香川小学校通学区域における特認地域の指定に係る指定校変更の手続きについては平成24年1月31日までに申請したものについてのみ認めるものとする。（教育長が特に必要と認めた場合は平成24年1月31日以降の申請についても認める。）</p>